

「拉致問題を考える若者の集い in 長岡」運営委託業務 公募型プロポーザル 募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

「拉致問題を考える若者の集い in 長岡」運営委託業務

(2) 目的

北朝鮮による拉致被害者やそのご家族がご高齢となり、一刻の猶予も許されない状況となる中、未だ拉致問題は解決に至っておらず、早期解決が強く求められている。

こうした中、新潟県では、拉致問題の解決に向けた政府の取組を後押しするため、令和7年3月に制定された「新潟県拉致問題等の啓発の推進に関する条例」を踏まえ、関係機関との連携の下、啓発の推進に取り組んでいるところ。

本事業は、若い世代を対象に拉致問題への関心と理解を深めるためのセミナーを開催するとともに、その映像をオンライン配信することで、より多くの若い世代に拉致問題の啓発を推進することを目的とする。

(3) 事業計画

別紙1「事業計画書」のとおり

(4) 業務内容

別紙2「仕様書」のとおり

(5) 委託期間

契約の日から令和9年3月31日（火）まで

2 見積限度額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 公募方法

本プロポーザルは新潟県ホームページに掲載し、広く提案者を公募する。

(1) 公募方法

新潟県ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/>) に掲載する。

(2) 公募期間

令和8年5月18日（月）から5月29日（金）

(3) プロポーザル募集要領等の交付方法

新潟県ホームページ掲載のファイルをダウンロードするか、交付場所で受け取ること。

(4) 交付場所

新潟県知事政策局国際課拉致問題調整室

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁行政庁舎2階）

※ 交付は土・日・祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く）であること
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

5 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記の期限までに別紙様式 1 「参加申込書」等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（別紙様式 1）
- イ 法人等の概要がわかるリーフレット等
- ウ 県税の未納がないことを証明する書類（新潟県の県税の納税義務を有する者のみ）

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 29 日（金）17 時 00 分まで ※必着

(3) 提出場所

3（4）の交付場所に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留による郵送

※ 持参する場合は、土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 00 分までに限る。

(5) 参加辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、別紙様式 2 「参加申込辞退書」を提出すること。

6 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書の内容について質問がある参加申込者は、別紙様式3「質問書」を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年5月22日（金）17時00分まで ※必着

(2) 提出方法

電子メール（宛先：ngt000130@pref.niigata.lg.jp）

(3) 回答方法

令和8年5月27日（水）までに新潟県ホームページに掲載する。

なお、同趣旨の質問はまとめて回答する。また、質問に対する回答は、本要領及び別紙2「仕様書」に対する追加又は修正とみなす。

(4) 留意事項

- ・ 質問書を提出する際のメールの件名は「プロポーザル質問書」とすること。
- ・ 県のセキュリティ対策により、電子メールを受信できない場合があるため、提出後に別途電話（025-280-5876）で質問書が届いているか確認すること。
- ・ 電話での質問は受け付けないので留意すること。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるところにより企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月10日（水）17時00分まで ※必着

(2) 提出場所

3（4）の交付場所に同じ

(3) 提出方法

持参又は書留による郵送

※ 持参する場合は、土・日・祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。

(4) 提出部数

企画提案書（6部）、見積書（正本1部・写し5部）

(5) 企画提案書の作成方法

別紙2「仕様書」に基づき、別紙3「企画提案書作成要領」に従い作成すること。

8 審査及び選定方法等

提出された企画提案書等について、「拉致問題を考える若者の集い in 長岡」運営委託業務受託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）において適正・公正に審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) 審査方法

委員会の委員は、企画提案書等について、別紙4「審査要領」に基づき審査を行う。

なお、委員が審査を行うに当たり、県から提案者に対し書面又は電話等により照会（ヒアリング）を行うことがある。

（２）受託候補者の選定

委員の審査結果を踏まえ、委員会において最も優れた提案を行った者を受託候補者、次点の者を次点者として選定する。

（３）失格

次のいずれかに該当する場合、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成・提出した場合

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の事項を記載し、これを提出した場合

ウ 期限後に企画提案書を提出した場合

（４）審査結果の通知

審査結果は申込書記載の担当者に文書で通知する。

（５）受託候補者の選定スケジュール

- ・ 公募開始 5月18日（月）
- ・ 質問書提出期限 5月22日（金）
- ・ 質問書に対する回答 5月27日（水）
- ・ 参加申込書提出期限 5月29日（金）
- ・ 企画提案書提出期限 6月10日（水）
- ・ 企画提案書審査期間 6月15（月）～19日（金）
- ・ 受託候補者決定 6月下旬

（６）その他

提案者が1者のみであった場合でも、別紙4「審査要領」に基づき審査を行う。

9 契約の締結

県は最も優れた提案を行った者（受託候補者）と、本業務の委託契約について、別途内容を協議した上で契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が整わない場合は、次点者と協議を行う。

10 注意事項

- （１）書類の作成・提出等に要する費用（旅費、通信費を含む）は、提出者の負担とする。
- （２）提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しない。
- （３）提案書等の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- （４）提出された参加申込書、提案書等は返却しない。
- （５）提出期限以降の参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(参考) 地方自治法施行令

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。